「　艇の管理及び証明（計測・登録等）の基本方針と作業手順　」

（2022.9月23日版）

I	事　項	「　艇の管理及び証明(計測・登録等）の基本方針　」
1	**基本原則**	1.1　全ての艇の管理は、艇体に付す三桁の艇体登録番号（Registlation Namber、以下「ハル番号」）で管理する。 1.2　JMYSからに既に発行を受けた0～28０番までのハル番号は、正規のハル番号として発行する。 1.3　JMYSの会員番号をセール番号としている艇のハル番号は、28１番から連番により発行し直す。 （注：JMYSの会員番号のハルとは、0～28０番以外のハル番号を指す）
2	**ハル番号 及び セイル番号**	1.1 ハル番号0～28０番までの艇で、セール番号がハル番号の下二桁に一致する場合は、ハル番号、セール番号共に有効とする。 1.2　同様に、セール番号がハル番号の下二桁と一致しない場合は、会員番号にするか又はPSN番号を取得する。
		3.1　新造艇及びハル番号の無い艇は新規登録扱いとする（注:会員が複数を所有する場合及び新規入会者が該当） 3.2　新規登録艇は、登録済みの次のハル番号から連番で発行する。
3	**セイル番号**	１.JMYS会員番号の下2桁とする。又は ２.ハル番号の下2桁とする。又は ３.上記のいづれでもない個人番号を取得する（PSN制度）オーナーの任意で1.2.3のどれでも選択できる。 計測員はなるべく同じ番号が重ならない様に全体を見ながらアドバイスをして下さい。

（注１）上記に該当しない場合は、計測員に相談すること。

(注２）パーソナルセールナンバー（PSN)は、JMYSを退会したとき、又は競技を引退した場合は返却することとする。

Ⅱ	作業員	「　作業手順　」	基本規則	クラスルール
1	**計測作業** **(計測委員)**	（１）新規計測の場合 計測委員（副委員を含む。以下同じ）は、オーナーから計測の申込を受けたら、登録委員に登録予定番号を問合せ、メールにて登録予定番号の通知を受けオーナーにその予定番号を伝える。 同時に計測予定日を登録委員に通知し、 計測員は下記※のA、B-１、B-２のチェックリストに基づいて、艇を計測する。 注　：計測員がOfficial Measurerでない場合は全てのリストに署名せず Official Measurerの署名を受けること。 （２）JMYSから計測証明書を取得している場合（以下「既得者」という） 既得者に対しては、下記※のA、B-１、B-２のチェックリストに適合していると見なし計測は行わない。 書類審査及び必要に応じて聞き取り等を経てC,計測記録「書式C」に記録し、新たに証明書の交付を受ける。	7.5、 7.5.2	A.9.1 B.11.a,b, c
2	**計測記録** **(計測委員)**	（１）新規計測の場合 計測委員は、書式A・B1に準じて計測を実施しクラスルールに適合していることを確認後、下記C,計測記録「書式C」に記録する。 （２）追加リグ計測の場合、書式B-2に準じ計測を受け、登録員からこの追加リグの証明書を別途、交付を受ける。 （３）記録後、クラスルールに適合していることを示す証明マークをセールの右舷側、タック付近に押印する。 スタンプ例　IOMNCAJPNスタンプ押印　日付：2022年9月5日　22.9.05（署名はしない） ハル及びアペンテージ（キール・バルブ・ラダー）には押印規定はないので、押印はしない。 （４）C,計測記録「書式C」の「公式計測員」Official Measurerの署名欄は「公式計測員」が署名する。	7.5、 7.5.2	C.6
3	**証明書発行** **(登録委員)**	（１）登録委員は,C,計測記録「書式C」を確認後,ハル番号及を付して、IOM証明書を発行する。 （２）登録員は追加リグの証明書交付を依頼されたら、追加リグ A‘B‘C‘と記載した証明書を別途交付する。 （３）登録委員は、IOM証明書及びC,計測記録「書式C」を**オーナー**にデータ送信又は郵送する。 （４）登録委員は、**オーナー**にIOM証明書が発行できたことを連絡し、IOM証明書の発行手数料の納入を確認後、IOM証明書を郵送する。 （注：　制度上、郵送と手数料の支払いの流れは上記とおりだが、実際は、会員は郵便物又はデータでIOM証明書を受取った後、遅滞なく発行料を納入する流れとする。） （５）登録委員はIOM証明書(副本）及びC,計測記録「書式C」(副本）を保管する。	7.2.1、 7.2.2、 7.2.3 7.2.5、 7.2.6 7.2.4 7.3.1 7.3.2	A.8. 1 A.9.2、 A.9.3 A10 、 A10.1 B.1.1.b、 B.1.1.c
4	**オーナー** （IOM所有者）	**オーナーは、**IOM証明書　及び　C,計測記録「書式C」を受け取ったら保管する。		A10 .2 （a)(b)

※凡例

仮　称	ファイル名（原簿名）
A	ハル及び付属パーツのチエックリスト　（原簿名：「CERTIFICATION MEASUREMENT HULL AND APPENDAGES - CHECK LIST」）
B-1	リグのチエックリスト　（原簿名：「RIGS AND SAILS CERTIFICATION MEASUREMENT - CHECK LIST FORM」）
B- 2	追加リグ認証計測表（チェックリスト）　（原簿名：「CERTIFICATION MEASUREMENT FORM - ADDITIONAL RIGS 」） Official Measurer(公式計測員）の署名が必要→登録員は追加リグを記載した証明書を別途発行する。
C	計測記録「書式C」　（原簿名：「MEASURER'S RECORD」） Official Measurer(公式計測員）の署名が必要
IOM証明書	IOM証明書　（原簿名：「CERTIFICATE」）

（注）本チェックリスト等は日本IOMNCAのホームページの「規則集・会則」にありますので参照ください。
但し、IOM証明書の書式は登録委員のみが所持しており、その性質上一般公開はしておりません。

＊補足

（１）新規登録の場合

1-（１）-１　オーナーは各支部の計測員に計測依頼をする。

1-（１）-２　計測員は、登録員に計測予定日を通知すると共にと「登録予定ハル番号」の通知をメールで受ける。

1-（１）-３　計測員は「登録予定ハル番号」をオーナーに通知し、オーナーは規定に沿ってハルにその番号を記す。

1-（１）-４　計測当日、計測員は書式、A・B-1・B-2に沿って計測し、合格の場合はC、計測記録「書式C」に記載し、公式計測員の署名を受ける。

注：計測員が公式計測員でない場合：書式A、B-1はチエックリストなので副計測委員が公式計測員の名前を代書にて記しても構わない。
書式B-2及び計測記録「書式C」は公認計測員の署名が必要。

1-（２）　JMYS登録艇をIONNCA登録へ書き換える場合

1-（2）-1　既得者に対しては、下記※のA、B-１、B-２のチェックリストに適合していると見なし計測は行わない。
書類審査及び必要に応じて聞き取り等を経てC,計測記録「書式C」に記録し、新たに証明書の交付を受ける。